

IC カ ー ド 関 係

① IC カード取扱規則

2016. 4. 1 制定
2017. 4. 1 改定
2018. 3. 17 改定
2019. 3. 16 改定
2019. 9. 1 改定
2019. 10. 1 改定
2020. 3. 16 改定
2020. 6. 1 改定
2020. 10. 12 改定
2021. 3. 27 改定
2021. 9. 15 改定
2023. 3. 22 改定
2024. 11. 1 改定
2025. 4. 1 改定

(目的)

第 1 条 この規則は、京阪電気鉄道株式会社（以下「当社」という。）線内において IC チップを搭載した電子式証票（IC カード）を使用して当社を利用する旅客の運送等について、合理的な取扱方法を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道および軌道をいい、京阪線、大津線及び鋼索線をいう。

【京阪線】 京阪本線 淀屋橋・三条間、 鴨東線 三条・出町柳間、
中之島線 天満橋・中之島間、交野線 枚方市・私市間、
宇治線 中書島・宇治間

【大津線】 京津線 御陵・びわ湖浜大津間
石山坂本線 石山寺・坂本比叡山口間

【鋼索線】 ケーブル八幡宮口・ケーブル八幡宮山上間

(2) 「IC カード」とは、当社が当社線内を乗車券として使用可能であると認めた IC カードをいう。

(3) 「記名式 IC カード」とは、個人を特定する氏名、性別、生年月日等の

IC カ ー ド 関 係

情報を記録した IC カードをいう。

- (4)「自動改札機」とは、IC カードおよび磁気化した乗車券を改札する装置をいう。
- (5)「SF」とは、予め IC カード内に貯えられた電子的金額をいう。
- (6)「ポストペイ機能」とは、IC カードで当社線を乗車した場合の普通旅客運賃を後払いすることをいう。
- (7)「プリペイド機能」とは、IC カードで当社線を乗車した場合の普通旅客運賃を SF にて支払うことをいう。
- (8)「IC 定期乗車券」（以下「IC 定期券」という。）とは、IC カードに定期券の券面表示を行うとともに、定期券情報を記録することにより定期券としての機能を持たせたものをいう。
- (9)「チャージ」とは、IC カードに入金して SF を積増することをいう。
- (10)「レファレンスペーパー」とは、IC カードに付随し、その情報を記したもののことをいう。
※「リフェレンスペーパー」と表記されたものも存在するが同等の効力があるものとして取扱う。

（適用範囲）

- 第3条** IC カードによる当社線の旅客の運送等については、特に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。
- 2 この規則が変更された場合、以後の IC カードによる旅客の運送等については、変更された規則の定めるところによる。
 - 3 この規則に定めのない事項については、旅客営業規則等の定めるところによる。
 - 4 IC カードによる共通利用が可能な社局線内のうち、当社線以外の運送等については、当該社局の運送約款等の定めによる。
 - 5 IC カードのポストペイ機能で当社線を乗車した場合には、この規則によるほか、当社が別に定める「ポストペイ運賃事後割引サービス特約（京阪線・鋼索線）」「ポストペイ運賃事後割引サービス特約（大津線）」が適用される。
 - 6 ICOCA 定期券の利用については、この規則によるほか、当社が別に定める「ICOCA 乗車券取扱規程」が適用される。
 - 7 「第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード」の利用については、この規則によるほか、当社が別に定める「第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード取扱規程（規則）」が適用される。
 - 8 レファレンスペーパーにより他社の乗車券を付加している IC カードの当社線以外の運送等については、当該社局の運送約款等の定めによる。

IC カ ー ド 関 係

(契約の成立時期および適用規定)

- 第4条** ICカードによる旅客との運送契約の成立時期は、入場の際、自動改札機による改札を受けたときとする。ただし、京都市交通局線から御陵駅を経由して当社線を利用する場合は、入場駅において自動改札機等による改札を受け、御陵駅を越えて当社線に乗り継いできたときに入場したものとみなし、ICカードによる運送契約が成立するものとする。
- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定による。

(規則等の変更)

- 第5条** この規則およびこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することができる。

(旅客の同意)

- 第6条** 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(取扱区間)

- 第7条** 当社においてICカードが使用できる区間は、当社線とする。

(利用の制限または停止)

- 第8条** 当社は旅客運送等の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは、次に掲げるICカードの利用の制限または停止を行う。
- (1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、乗車する列車等の制限または停止
- (2) 入出場方法または入出場時間等の制限または停止
- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。
- 3 本条に基づくICカードの利用の制限または停止に対し、当社はその責を負わない。

(ICカードの名称、有する機能および発行者名)

- 第9条** 当社線で使用可能なICカードの名称、有する機能および発行者名は別表第1号に定める。
- 2 前項にかかわらず別に定めるものについては、当社線で使用することができない。
- (注) 別に定めるものとは「ICカード取扱規則に基づく細部取扱基準」に定めるものをいう。

IC カ ー ド 関 係

(IC カードの種類と様式)

第 10 条 IC カードには大人用と小児用がある。

2 当社線で使用を認める IC カードの様式は当社が別に定める。

(注) 当社線で使用を認める IC カードの様式は「IC カード取扱規則に基づく細部取扱基準」に定めるものをいう。

(IC カードの発行申込方法等)

第 11 条 当社線で使用可能な IC カードの発行申込方法および発行方法は、当該 IC カードの発行者の定めるところによる。

2 前項にかかわらず ICOCA 乗車券の発行申込方法等については、当社が別に定めるものによる。

(注) 当社が別に定めるものとは「ICOCA 乗車券取扱規程」をいう。

(IC カードの所有権)

第 12 条 IC カードの所有権は特に定めるものを除き、当該 IC カードの発行者に帰属する。

(IC カード紛失等の再発行)

第 13 条 IC カードの盗難または紛失等による再発行については、当該 IC カードの発行者の定めるところによる。

2 ICOCA 乗車券における盗難または紛失等による再発行については、当社が別に定めるものによる。

(注) 当社が別に定めるものとは「ICOCA 乗車券取扱規程」をいう。

(使用方法)

第 14 条 IC カードは、当社線内を乗車の目的で、自動改札機による改札を受けて入場し、同一のカードにより自動改札機による改札を受けて出場する場合に、当該乗車区間に有効な片道普通乗車券として使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、IC 定期券は、券面に表示された通用期間内で券面区間内を乗車の目的で自動改札機により改札を受けて入場し、同一の IC 定期券により自動改札機による改札を受けて出場する場合に、定期券として使用できる。

3 前 1 項の規定にかかわらず、IC カードは、SF 残額で IC カード対応型の自動券売機によって乗車券等と引き換えることができる。この場合、IC カードの SF 残額が引き換える乗車券等に相当する額に満たない場合は、引き換えることができない。

4 入場駅において自動改札機等により改札を受け、御陵駅を經由し、当社線と京都市交通局線の相互間を乗車する場合、御陵駅を越えて乗り継いだ

IC カ ー ド 関 係

とき、入場または出場したものとみなし、第1項の規定を準用する。

- 5 レファレンスペーパーが付随する IC カードを使用するときは、レファレンスペーパーを常に携帯し、係員の請求があれば呈示する必要がある。

(運賃の収受)

第 15 条 IC カードを第 14 条の規定により使用する場合、出場時に IC カードから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を収受する。この場合、小児用の IC カードにあっては小児の片道普通旅客運賃を、その他の IC カードにあっては大人の片道普通旅客運賃を収受する。ただし、使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式 IC 乗車券に適用する運賃は別に定める。

- 2 第1項における片道普通旅客運賃の収受方は、次の各号による。

(1) IC カードのポストペイ機能で乗車された場合には、当社が別に定める「ポストペイ運賃事後割引サービス特約（京阪線・鋼索線）」「ポストペイ運賃事後割引サービス特約（大津線）」の規定に基づき計算し、当該 IC カードの発行者または発行者が業務を委託する者が、旅客に請求する。

(2) IC カードのプリペイド機能で乗車されたときの片道普通旅客運賃は当該カードの SF から減額する。

- 3 IC カードによって乗継割引区間を乗車した場合は、当社が別に定めるところにより乗継割引を行うことがある。

(注) 乗継割引の適用方については、当社が別に定める「乗継割引取扱基準」による。

- 4 IC カードで乗車される場合、当該カードのポストペイ機能が有効である場合は、ポストペイ機能を優先することにしプリペイド機能は使用できないものとする。

- 5 ICOCA 定期券の運賃の収受については、当社が別に定めるものによる。

(注) 当社が別に定めるものとは「ICOCA 乗車券取扱規程」をいう。

(SF のチャージ)

第 16 条 旅客は、IC カードを処理する券売機、入金機、のりこし精算機にて IC カードに SF をチャージすることができる。

- 2 前項の場合、IC カードには、1 回あたり 1,000 円単位の額をチャージすることができる。ただし、一部の機器では 10 円～990 円までの金額を 10 円単位でチャージすることができる。

- 3 前各項の規定にかかわらず、第 21 条第 1 項第 5 号に該当する場合は、IC カードを処理するのりこし精算機にて、その不足運賃を 10 円単位でチャージすることができる。

- 4 IC カードの SF の残額は、20,000 円（小児カードも同額）をこえることはできない。

IC カード関係

- 5 第1項および第3項の規定にかかわらず、携帯情報処理端末等を媒体とする IC カードについては、チャージすることができない。

(SF のオートチャージ)

第17条 旅客は、第16条に定めるほか、ポストペイ機能を有する IC カードの発行者に予め申し込むことにより、当社の自動改札機を入出場する際に IC カードの SF 残額が 1,000 円（小児カードは 500 円）以下であった場合に 2,000 円（小児カードは 1,000 円）の SF を自動的にチャージ（以下「オートチャージ」という。）することができる。なお、IC カードにオートチャージされた代金の支払方法は、当該 IC カードの発行者が定めるところによる。

(効力)

第18条 第14条の規定により使用する IC カードの効力は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効とする。
- (2) 入場後は当日に限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはいしない。ただし、IC 定期券の券面表示の通用期間内に券面表示区間内で途中下車した場合を除く。

(利用履歴の確認)

第19条 旅客は、IC カードの利用履歴を当社が別に定める駅で次の各号のとおり確認することができる。

- (1) 利用履歴の内容は、IC カードを使用して自動改札機により入出場した際の取扱い月日、運賃収受対象区間（一部の取扱いについては取扱箇所）および取扱後の SF 残額とする。
 - (2) 利用履歴の印字は、IC カードに記録されている最近の利用履歴から最大 20 件まで遡ることができる。ただし、当該利用履歴には他社局線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含む。
 - (3) IC カードのポストペイ機能で乗車した履歴は、前号の利用履歴のほか、履歴確認日が属する月の前月から起算して、過去 15 カ月以内の利用履歴の明細（以下「利用明細」という。）を 1 カ月ごとに確認することができる。ただし、利用明細には他社局線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含む。
 - (4) 第2号の利用履歴および前号の利用明細の印字様式は、別に定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の場合は利用履歴を確認することができない。
- (1) 出場処理がされていない利用履歴
 - (2) 第14条の規定により IC カードを使用する場合で、自動改札機による

IC カ ー ド 関 係

改札処理が完全に行われなかったときの利用履歴

- (3) 履歴確認日が属する月の前月から起算して 15 カ月を経過した利用履歴のうち前項第 3 号に定める利用明細
- (4) IC 定期券やレファレンスペーパーの券面表示の通用期間内における券面表示区間内での利用履歴
- (5) 一部の IC カードにおいては 26 週間を経過した利用履歴
- (6) 一部の他社局線の利用履歴

(使用上の制限事項)

第 20 条 記名式 IC カードは記名人以外の旅客が利用することはできない。

2 10 円未満の SF は運賃に充当することはできない。

3 偽造、変造もしくは不正に作成され、または不正に取得された IC カードを使用することはできない。

(入出場の制限)

第 21 条 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カードを使用して入出場することはできない。

- (1) 入場時に使用した IC カードを出場時に使用しなかった場合で、当該カードにより再び入場しようとするとき
 - (2) IC カードにより乗車以外の目的により駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき
 - (3) IC カードの破損、自動改札機の故障または停電等やむを得ない事情により IC カードの改札処理ができないとき
 - (4) IC カードのプリペイド機能を使用して乗車する場合であって、入場時に当該カードの SF 残額が 10 円に満たないとき（ただし、鋼索線においては片道普通運賃に満たないとき）
 - (5) IC カードのプリペイド機能を使用して乗車した場合であって、出場時に当該カードの SF 残額が減額する運賃相当額に満たないとき
 - (6) IC カードの乗車券としての効力に別途有効期限が定められている場合であって、かつその有効期限を過ぎているとき
- 2 前項第 5 号の規定により、SF 残額の不足のため出場することができない場合の IC カードは、第 16 条の規定によるほか、次の各号いずれかの取扱いをすることにより出場することができる。
- (1) 当該 IC カードの SF を減額したうえで、不足運賃を現金または他の IC カード等の決済手段により収受した場合
 - (2) 当該 IC カードの発駅情報を消去したうえで、当該乗車区間の運賃を現金または他の IC カード等の決済手段により収受した場合

IC カ ー ド 関 係

(IC カードのポストペイ機能の制限または停止)

第 22 条 当社は、IC カードのポストペイ機能にかかる電子計算機の故障、電子計算機の作動プログラムの異常、通信回線の不良、自動改札機等の駅端末装置の故障および異常等が発生し、ポストペイ機能の円滑な提供ができないと判断するときは、ポストペイ機能による当社線の利用を制限または停止することがある。

(特定の IC カードの制限または停止)

第 23 条 IC カードのポストペイ機能による一定期間の利用が、予め当該 IC カードの発行者が定める限度額をこえた場合には、当該カードのポストペイ機能により当社線を利用することはできない。

- 2 IC カードの有効期限を過ぎて、当該 IC カードにより当社線を利用することはできない。
- 3 発行者がその定める規約に基づき、特定の IC カードについて使用を制限または停止した場合は、当該カードにより当社線を利用できないことがある。

(無効となる場合等)

第 24 条 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カードを無効として回収(携帯情報処理端末等のアプリケーションを利用し、発行される IC カードの場合は、無効とし、利用を停止。以下、同じ。)する。

- (1) 旅行開始後の IC カードを他人から譲り受けて使用したとき
 - (2) 係員の承諾を得ないで改札機による改札を受けずに乗車したとき
 - (3) その使用条件に基づかず使用したとき
 - (4) その他不正乗車の手段として使用したとき
- 2 前項によるほか記名式 IC カードにあつては次の各号の 1 に該当する場合は無効として回収する。
- (1) 記名人以外が使用したとき
 - (2) 券面表示事項が不明となった IC カードを使用したとき
 - (3) 使用資格、氏名、年齢を偽って購入した IC カードを使用したとき
 - (4) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき
 - (5) 使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式乗車券で、旅客がその使用資格を失った後に使用したとき
 - (6) 使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式乗車券で、旅客が身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を携帯していないとき
- 3 偽造、変造または不正に作成された IC カードを使用した場合、または使用しようとした場合は、当該カードを無効として回収する。

IC カ ー ド 関 係

- 4 ICoca 定期券が無効となる場合等については、当社が別に定めるものによる。

(注) 当社が別に定めるものとは「ICoca 乗車券取扱規程」をいう。

(不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等)

第 25 条 第 24 条の規定に該当する場合は、旅客の乗車駅からの乗車区間に対する片道普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とを、あわせて收受する。この場合の片道普通旅客運賃および増運賃は、現金、IC カード等の決済手段で支払うものとする。

- 2 前項の規定により、旅客運賃、増運賃を收受する場合において乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第 118 条の規定を準用して計算する。

- 3 前回利用時に乗車履歴が記録されていない IC カードの取扱いは、第 28 条に定める。

- 4 本条の規定により増運賃を收受する場合、特別の事由があつて別段支障がないと認められるときは、増運賃の減免等を行うことがある。

- 5 ICoca 定期券における不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等については、当社が別に定めるものによる。

(注) 当社が別に定めるものとは「ICoca 乗車券取扱規程」をいう。

(障害発生時の IC カード再発行)

第 26 条 IC カードの破損等によって、IC カードを処理する機器での取扱いをすることができない場合の再発行については、当社が別に定めるものを除き、当該 IC カードの発行者の定めるところによる。

(注) 別に定めるものとは「IC カード取扱規則に基づく細部取扱基準」または「ICoca 乗車券取扱規程」をいう。

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第 27 条 旅客は、IC カードを使用して入場した後、途中駅で旅行を中止し、旅行開始駅から出場しようとする場合は、旅行開始駅から途中駅までの実際乗車区間の普通旅客運賃相当額を現金、IC カード等の決済手段で支払い、当該カードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 2 旅客は、IC カードを使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、現金、IC カード等の決済手段で入場料金相当額を支払い、当該カードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 3 第 1 項の取扱いは、ICoca 定期券の券面表示の通用期間内における券面表示区間内での利用を除く。

IC カ ー ド 関 係

(前回利用時の乗車履歴が記録されていない IC カードの取扱い)

第 28 条 第 25 条第 3 項に規定する、前回利用時の乗車履歴が記録されていない IC カードの取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 旅客が有効証明書(様式は当社が別に定めるところによる。)を所持している場合は、その内容を確認のうえ、発駅情報の消去処理を行う。
- (2) 旅客が有効証明書(様式は当社が別に定めるところによる。)を所持している場合で、カード内情報により、正当な金額の収受を行っていないと確認した場合は、既に収受した運賃額と実際乗車区間に対する片道普通旅客運賃との差額を収受したうえで、当該カードの発駅情報の消去処理を行う。
- (3) 旅客が有効証明書を所持していない場合は、当該カードに記録されている乗車駅から利用可能な範囲の最遠の駅までの片道普通旅客運賃と増運賃を収受したうえで、発駅情報の消去処理を行う。
- (4) 前号の規定にかかわらず、係員が前回乗車区間を確認することができ、不正乗車でないことが明らかな場合は、当該乗車区間に対する片道普通旅客運賃を収受し、増運賃を収受しないで取扱うことができる。
- (5) 第 2 号から第 4 号までに定める片道普通旅客運賃および増運賃は、現金、IC カード等の決済手段で支払うものとする。

2 前回利用時の乗車履歴が記録されていない ICOCA 定期券の取扱いについては当社が別に定めるものによる。

(注) 当社が別に定めるものとは「ICOCA 乗車券取扱規程」をいう。

3 前回利用時の乗車履歴が記録されていない「第 1 種身体障がい者・介護者、及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード」の取扱いについては当社が別に定めるものによる。

(注) 当社が別に定めるものとは「第 1 種身体障がい者・介護者、及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード取扱規程(規則)」をいう。

(係員による SF の減額処理)

第 29 条 各条文の規定により運賃および料金を収受する場合には、IC カードの発駅情報の消去処理を行ったうえで、当該カードの SF 残額から相当額を減額することができる。

(SF の返金)

第 30 条 IC カードにチャージされた SF の返金は、当社が別に定めるものを除き、当該 IC カードの発行者の定めるところによる。

(注) 別に定めるものとは「ICOCA 乗車券取扱規程」をいう。

2 前項にかかわらず、誤ってチャージした場合は、次の各号の条件を全て

IC カ ー ド 関 係

満たす場合に限り、直近のチャージのみについて返金することがある。

- (1) チャージした当日に申し出た場合
- (2) チャージした駅と同一の駅に申し出た場合（係員による処理対応可能駅で、かつ、係員の配置時間内に限る。）
- (3) チャージ後に当該 IC カードの利用がない場合

（列車運行不能時等の取扱い）

第 31 条 旅客は、IC カードで旅行開始後、列車が運行不能となった場合は、次の各号のいずれかを選択して、請求することができる。

- (1) 旅行開始駅までの無賃送還
乗車時に IC カードに記録した発駅情報の消去処理を旅行開始駅で行う。
- (2) 旅行開始駅に至る途中駅までの送還
旅行開始駅から途中駅までの片道普通旅客運賃相当額を IC カードにより収受する。不足額がある場合は現金等により収受する。

(3) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、旅行開始駅から当社線による旅行中止駅までの片道普通旅客運賃相当額を IC カードにより収受する。不足額がある場合は現金等により収受する。

- 2 当社が、不通区間に対して振替輸送等を行う場合の取扱いについては、別に定めるものによる。

(注) 別に定めるものとは「振替輸送取扱規程」をいう。

- 3 ICOCA 定期券における列車運行不能時等の取扱いについては、当社が別に定めるものによる。

(注) 当社が別に定めるものとは「ICOCA 乗車券取扱規程」をいう。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。
- 2 前項による変更の際しては、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。

IC カ ー ド 関 係

別表第 1 号（第 9 条関係）

「当社線で使用可能な IC カードの名称、有する機能および発行者名」

	IC カードの名称	有する機能	IC カード発行者名
1	PiTaPa カード	ポストペイ機能 プリペイド機能	株式会社スルッと KANSAI
2	ICOCA 乗車券	プリペイド機能	西日本旅客鉄道株式会社
3	第 1 種身体障がい者・介護者、及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別 IC カード	プリペイド機能	株式会社スルッと KANSAI
4	地方公共団体等乗車証付 IC 証票	プリペイド機能	株式会社スルッと KANSAI 地方公共団体等
5	Kitaca 乗車券 Kitaca 定期券	プリペイド機能	北海道旅客鉄道株式会社
6	PASMO	プリペイド機能	株式会社パスモ
7	Suica 乗車券 Suica 定期券	プリペイド機能	東日本旅客鉄道株式会社
8	モノレール Suica 乗車券 モノレール Suica 定期券	プリペイド機能	東京モノレール株式会社
9	りんかい Suica 乗車券 りんかい Suica 定期券	プリペイド機能	東京臨海高速鉄道株式会社
10	マナカ	プリペイド機能	株式会社名古屋交通開発機構
11	manaca	プリペイド機能	株式会社エムアイシー
12	TOICA 乗車券	プリペイド機能	東海旅客鉄道株式会社
13	nimoca カード	プリペイド機能	株式会社ニモカ
14	はやかけん	プリペイド機能	福岡市
15	SUGOCA	プリペイド機能	九州旅客鉄道株式会社

IC カ ー ド 関 係

別表第2号（第16条関係）

「SFのチャージ」額

取扱機器	1回あたりのチャージ取扱金額
ICカード対応の券売機、 入金機、のりこし精算機	大人・小児とも 10円～990円、1,000円、2,000円、3,000円、 5,000円、10,000円

※1回あたりのチャージ取扱金額のうち10円～990円、5,000円、10,000円は一部機器のみ取扱する。